

学校においては、校長のリーダーシップの下、特別な教育的ニーズのある子どもの実態を的確に把握し、適切な指導や必要な支援を組織的に行うための校内支援体制を充実させることが大切です。

校内委員会は、特別支援教育を組織的かつ計画的に推進していくための組織であり、「支援の必要性を判断する場」として機能し、支援方針を校内で共有する役割を担っています。

設置の仕方については、「新規の委員会として設置する」「既存の校内組織に、校内委員会の機能を持たせて拡大する」「既存のいくつかの校内組織を整理、統合する」など、学校の実情に応じて検討することが大切です。

校内委員会の役割

①支援の必要性に早期に気付くための体制づくり

- 実態把握のためのツール（チェックリスト等）の活用
- 保護者からの相談体制の整備
- 校内外における支援内容の適切な引継ぎ体制の構築

②特別な教育的ニーズのある子どもへの対応

- 支援内容や方法の検討
- 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成、評価
- 合理的配慮についての検討及び決定
- 学びの場の検討

③校内での情報共有と共通理解の促進

- 校内委員会で協議した内容の職員会議等における周知
- 全教職員の共通理解の推進

④校内研修の推進

- 校内研修の企画、立案、実施

⑤ケース会議の開催

- 個別支援に関する情報共有と対応方針の検討
- 関係機関との連携（指導・助言の依頼の検討）



「年度始めに全教職員参加の校内委員会を開催しています。特別支援教育の方針や校内支援体制の共有をしています。」
「ほかの委員会と併せて、開催しています。」

校内委員会の時期・内容・流れ（例）

時 期	内 容	流 れ
年度始め （４・５月頃）	○校内支援体制に関すること ○年間計画に関すること ○個別の教育支援計画等に関すること	○校内での役割を確認する ○学校行事予定などの年間計画を基に、開催日を決定し、校内研修の予定を立てる ○子どもの実態把握をする ○個別の教育支援計画等を作成する子どもを検討、決定する ○合理的配慮を含む、支援方法等を検討する ○決まった内容を、全教職員に情報共有する
各学期末	○各学期の状況把握に関すること ○学びの場の検討に関すること ○各学期の校内支援体制に関すること	○子どもの現状を確認し、必要に応じて支援方法等の見直しを行う ○学びの場の検討が必要な子どもを把握し、市町の教育相談の活用を検討する ○新たに検討が必要な子どもを把握し、支援方法等を検討する ○各学期の校内支援体制を確認し、必要に応じて課題への対応方法を検討する
年度末 （３月頃）	○引継ぎに関すること ○１年間の取組に関すること ○次年度の計画に関すること	○校内及び学校間の引継ぎの計画を立てる ○１年間の取組（支援方法等、校内支援体制）を振り返り、成果と課題をまとめる ○次年度の校内委員会に関する計画を検討する

内 容	流れ等
校 内 委 員 会	○基本的な構成メンバーを検討する ○開催日や校内研修実施時期などの年間計画を立てる ○校内委員会で話し合う内容を検討、決定する ○年間計画に沿って、関係教職員に開催日を周知する ○関係資料を作成する（必要に応じて、関係教職員に作成依頼をする） ○校内委員会を実施する ○決まった内容を、全教職員に情報共有する
校 内 研 修	○教職員のニーズを把握する ○校内研修の内容を検討、決定する ○講師を検討、決定する ○（外部講師）講師依頼をする ○校内研修を実施する
保護者への理解啓発	○ＰＴＡ総会等で相談窓口などの校内支援体制の周知を図る ○啓発資料を作成し、配布する

困難さを見逃さないために

学習面や行動面の困難さを見逃さず、必要かつ適切な支援を行うために、全ての子どもを対象に実態把握（1次チェック）を行うなどの取組を行っている学校があります。

特に、小学校では、早期に学習面の困難さに気付くために、低学年段階で、組織的かつ計画的に学習面のアセスメントを行っているところもあります。

校内委員会の構成

学校の規模や実情によって異なりますが、学校の支援方針に沿った校内支援体制づくりのために必要な構成を検討することが大切です。また、校内委員会の内容や目的に応じて、参加メンバーを柔軟に決定します。

構成メンバー	役 割
管理職（校長・教頭等）	学校経営の視点から委員会を主導し、全校的な支援体制を整備
特別支援教育コーディネーター	学級（ホームルーム）担任や保護者からの相談をまとめたり、支援方針を助言したりするなど、情報収集及び連絡・調整
当該学級（ホームルーム）担任 学年主任	子どもの困難さや学習状況を最も把握している立場として、対象の子どもの状況報告や支援方法の検討・実践
養護教諭	健康面・医療面の情報提供、体調管理の視点から助言や、健康面・生活面からの支援の実施
生徒指導主事 教育相談担当者	行動面や生活指導の観点から助言
スクールカウンセラー	心理的支援や専門的評価を提供
特別支援学級担任 通級による指導担当者	特別支援教育の専門的視点から助言
教科担当教員	教科ごとの学習課題や配慮事項の報告
部活動顧問	部活動での様子や配慮事項の報告



「対象の子どもを担当する特別支援教育支援員に参加してもらうことができます。」
「学科長や進路指導主事、人権・同和教育主任が参加しています。」
「スクールライフアドバイザーに参加してもらっています。」
「FMマイクを使用している生徒がいるため、放送機器担当者が参加しています。」

校内研修の企画・立案

特別な教育的ニーズのある子どもの困難さに早期に気付き、校内で適切な指導・支援を行うためには、教職員の十分な共通理解と発達障がいなどに関する専門的知識や理解が欠かせません。そのために、校内研修を組織的かつ計画的に実施し、教職員の理解推進や指導力を高めていくことが求められます。

研修内容の例

- 発達障がい等の特性や困難さの理解
- 特別な教育的ニーズのある子どもの実態把握
- 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用
- 指導・支援の実際
- 関係機関との連携
- 保護者との連携
- 校内支援体制の構築等



「研修を通して、どうやって支援をしたらいいの、具体的に分かりました。」
「校内研修後、職員室で自然と子どもの話題で盛り上がっていました。」

外部講師活用の例

- 大学教員
- 愛媛県総合教育センター出前講座
- 特別支援学校センター的機能
- 特別支援教育スーパーバイザー
- 特別支援教育地域リーダー（愛媛県「特別支援教育地域支援充実事業」）
- 市町教育委員会巡回相談
- 臨床心理士や作業療法士などの医療関係者
- スクールカウンセラー
- 障がい者就労・生活支援センターなどの福祉機関
- 不登校支援機関

など



愛媛県総合教育センター出前講座は、学校からの要請に応じ、教育センターの指導主事が、対面やオンラインで、校内研修を支援します。

校内研修で活用できるコンテンツ等の例

- 特別支援教育校内研修プログラム集（愛媛県教育委員会特別支援教育課）
→「「愛媛学びの森」学習支援サイト」に掲載
- 文部科学省「たのしくまなび隊」
- インクルーシブ教育システム構築支援データベース（インクルDB）
（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所）
- NISE 学びラボ（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所）
- 動画教材（独立行政法人教職員支援機構）
- 発達障害ナビポータル「eラーニングコンテンツ（モデル研修動画）」

など



「サポすく！誰一人取り残さない学校づくりガイドブック」を**校内研修の資料として**御活用ください。

ケース会議の開催

特定の子どもに関する課題や支援方針を学校内外の関係者で話し合い、支援の方向性を共有して、決定するための会議です。情報共有や役割分担、合理的配慮の検討などを行い、チームで支援を進めるための仕組みです。開催の申し出は、学校からだけでなく、保護者、関係機関など様々です。

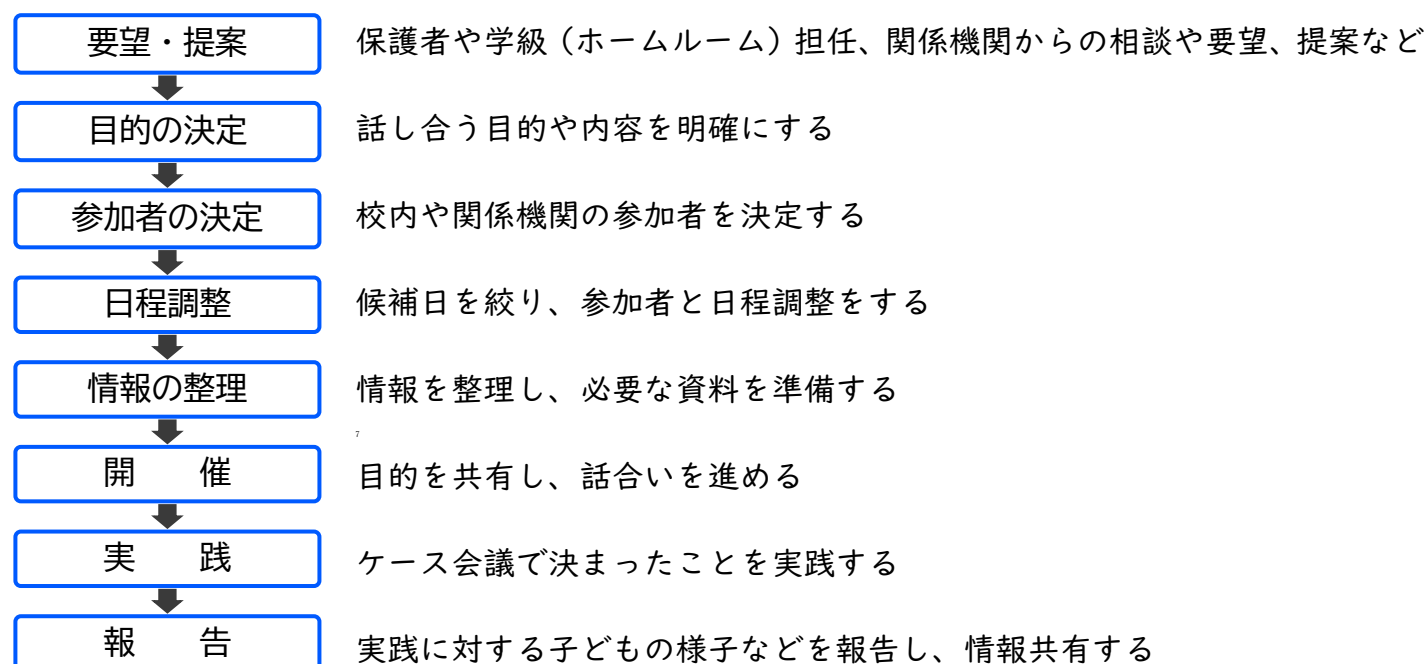
目 的

- 子どもの課題の明確化
→学習や生活上の困難の背景を整理し、理解を深める
- 支援方針の決定
→どのような指導・支援が必要かを検討し、具体的な対応方法を決める
- 合理的配慮の検討
→学びやすさや生活のしやすさを保障するための配慮を話し合う
- 役割分担の共有
→教職員や専門家がそれぞれの専門性を生かして支援を分担する

参加者の例（目的に応じて参加者を検討する）

- 校長・教頭などの管理職
- 学級（ホームルーム）担任・学年主任・専科教員
- 特別支援教育コーディネーター
- 養護教諭
- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー
- 保護者、場合によっては子ども本人
- 必要に応じて福祉機関、医療機関、相談支援機関など外部関係者

ケース会議の流れ



★進め方のポイント★

- 柔軟な開催：必要なときに関係教職員・関係者を集めて開く
- 話しやすい環境づくり：席の配置やホワイトボードの活用で発言しやすくする
- 目標設定：会議の終了時間と到達目標を明確にする（例：優先度の高い課題と役割分担を決定）
- 短期目標の設定：すぐに実践できる支援を決め、効果を検証しながら改善する
- 役割分担：いつ、誰が、何をするのか、参加者の役割を明確にする
- 校内委員会への報告：ケース会議で決めた内容を校内委員会に報告し、外部連携の必要性を検討する
- 次回の予定：次回のケース会議の予定を決める

★注意点★

- 報告だけで終わらず、具体的な支援方法を必ず決定すること
- 参加者全員が主体的に意見を出し合い、共通理解を形成すること
- 会議が長時間化しないよう、時間配分を工夫すること
- 本人が参加をする場合、誤解を与えないような表現をするなど、参加者で気を付けることを共有すること



「定期的にケース会議を開いて保護者と情報共有をしています。」
（小学校）
「進学前に実施するケース会議では、進学を予定している高校の特別支援教育コーディネーターに参加していただいています。」（中学校）
「発達検査を受けた生徒の検査結果を、ケース会議で情報共有しています。」（高等学校）

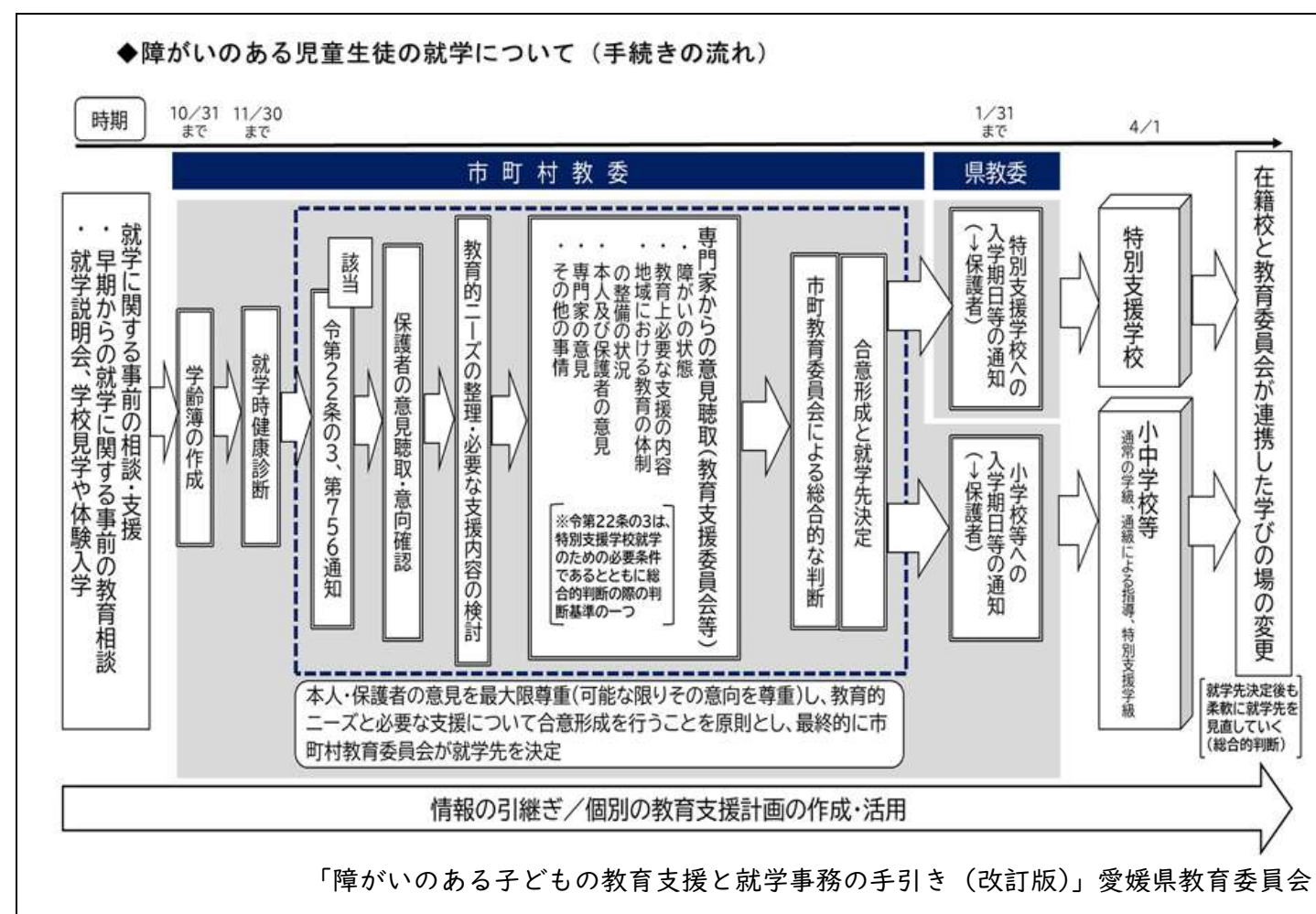
特別支援教育指導資料（改訂第2版）
[第2節 校内支援体制の整備](#)



就学・進学等

就学先決定及び学びの場の変更のプロセス

就学先となる学校や学びの場の判断・決定に当たっては、子ども一人一人の障がいの状態等を把握して教育的ニーズを明確にし、具体的にどのような支援が必要なのかを整理することが重要です。また、障がいのある子どもの状態のみに着目して画一的に検討を行うのではなく、子ども一人一人の教育的ニーズ、学校や地域の状況、保護者や専門家の意見等を総合的に勘案して、個別に判断・決定します。そして、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる学校や学びの場について、教育支援委員会等で検討を行うとともに市町教育委員会が総合的な判断を行い、本人及び保護者、教育委員会及び学校との合意形成を進めた上で、最終的には市町教育委員会が決定することになります。



[「障がいのある子どもの教育支援と就学事務の手引き（改訂版）」](#) | 愛媛県教育委員会



就学・進学に向けた準備の支援

就学・進学手続きが開始されるまでの適切な時期に、就学・進学に関する説明や相談、学校見学、体験入学などを行います。これらの就学・進学に向けた準備を支援する活動を、早期の段階から時間に余裕を持って計画的に実施することが、その後の手続きについて十分理解を深め、適切で円滑な就学・進学先の決定を行う上で、極めて重要です。

学校見学及び体験入学の実施

本人及び保護者が、就学・進学先となる学校や学びの場に関する情報を得るために、学校見学や体験入学を行うことが大切です。特に、体験入学は、子どもが、就学・進学先となり得る学校や学びの場の日課に沿って実際に授業に参加し、学習活動を体験する機会として実施するものです。保護者にとっては、子どもが実際に授業に参加している姿を見学することによって、子どもに合った学びの場であるかどうか、具体的かつ客観的に知る機会となります。

また、自校への就学・進学を検討する子ども及び保護者の学校見学や体験入学を実施する場合は、子どもの心情に配慮し、温かい雰囲気で迎えることが大切です。

★見学・体験するときのポイント★

- 本人及び保護者と目的を確認する
- 学校間で事前に必要な情報を共有する
- 当日の流れ（スケジュール）を確認する
- 見学・体験中の本人の様子を把握する
- 見学・体験後に本人及び保護者の印象を確認する
 - ・授業の進め方（板書量、スピード、ICT機器の活用など）
 - ・休み時間や清掃、部活動、学校行事などの様子
 - ・環境（教室環境、トイレ、バリアフリーなど）

！個別に希望する場合は、日程など、**学校間で調整**します。

★受け入れるときのポイント★

- 趣旨について学校全体で共通理解を図る
- 温かい雰囲気の中で、楽しく活動ができるよう配慮する
 - 慣れない場や人との初めての経験であることを考慮する
- 見学・体験場面における学習のねらいや次にどのような学習内容に発展していくのかを、分かりやすく説明する
- 個に応じた指導・支援の在り方や合理的配慮などについて、説明する
- 通常の学級、通級による指導、特別支援学級などの、多様な学びの場における学習について説明する
 - 具体的なイメージを持ちやすいよう、活動内容の設定を工夫する
- 終了後、保護者や本人の疑問や感想を確認し、今後の教育相談の進め方や手続き等について説明する
 - 本人及び保護者の意向（希望する合理的配慮を含む）を十分に把握する

！市町教育委員会が実施する就学相談や教育相談の日程、時期、回数等は、市町によって異なります。学校は、これらの情報を校内で共有し、計画的に校内委員会を実施したり、本人及び保護者、関係機関等と連携しながら校内での教育相談を進めたりすることが大切です。



学びの場の柔軟な見直し

就学及び入学時に、小学校6年間、中学校3年間の学びの場が固定されるわけではありません。就学及び入学時の学びの場をスタートにして、卒業までの子どもの育ちを見通しながら、**柔軟に学びの場の見直しや変更を行うことが必要**です。定期的に教育相談を実施したり、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を活用したケース会議などを行ったりしながら、学びの場の変更の必要性について検討することが大切です。また、学校見学や体験入学を行い、本人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる学びの場を、本人及び保護者と共に検討します。

進路選択に関する支援

特別な教育的ニーズのある子どもの進学先や就労先については、子どもの興味・関心や得意なこと、教育的ニーズに合った進路を、本人の意思を尊重しながら選ぶことが大切です。

★進学先選択におけるポイント★

□本人及び保護者との合意形成

- ・本人の希望や保護者の不安等を丁寧に聞き取る
- ・本人の教育的ニーズを的確に把握する
- ・客観的な視点で候補校を比較する
- ・最終的に本人及び保護者が「ここで学びたい」と思える選択に導く

□高校や大学等に関する正確な情報提供

- ・学校の文化、校風
- ・通学、生活面の環境：通学時間と体力や精神面の負担
 - 校内移動のしやすさ（エレベーター、バリアフリーなど）
 - 医療的ケアや健康管理が必要な場合の対応の可否
 - 休憩できる場所（保健室、静かなスペースなど）の有無
- ・卒業後の進路支援：職場体験やインターンシップなどの有無
 - 卒業後の支援機関との連携（就労移行支援、相談支援など）



進路を子どもが主体的に決めていくためには、**自己選択・自己決定する力を高める**ことが大切です。

★就労先選択におけるポイント★

□本人の意思の尊重

- ・本人がどのような働き方をしたいかを丁寧に聞き取る
- ・就労に関する不安や課題を共有して一緒に解決方法を考える
- ・複数の選択肢を提案し、本人が納得できる進路へ導く

□本人の興味・関心や得意なことを生かした職種選択

□本人の教育的ニーズの整理

- ・得意なことや苦手なこと（例：コミュニケーション、作業速度、集中力など）
- ・特性による困難さ：感覚過敏、読み書きの困難、疲れやすさ など
- ・必要な支援：視覚化、指示の簡略化、環境調整 など
- ・在学中に効果があった支援（合理的配慮を含む）

□就労先で必要な合理的配慮

□実習や体験の場を通して適正を確認→在学中の職場体験やインターンシップは、本人と企業双方が適性と働きやすさを確認する機会

- ・作業内容
- ・指示の出し方（視覚化・手順書の用意など）
- ・作業環境
- ・作業量や時間の柔軟な調整
- ・休憩やフォローの仕組み など

□就労支援機関等との連携

例：就労支援コーディネーター／就職支援コーディネーター
障がい者就業・生活支援センター／ハローワーク など

□働き続けるための「生活面」の安定

- ・通勤時間や交通手段が負担にならないか
- ・睡眠、食事、服薬などの生活リズムが保てるか
- ・疲れやすい特性がある場合、短時間勤務から始められるか
- ・健康面でのサポート（医療機関の継続受診など）が可能か



障がい者雇用を検討する場合、ハローワークで求職受理相談を受けると、**本人の希望や障がいの特性等に応じた配慮がある求人を紹介**してもらえます。また、**職場定着を図るための支援**を受けることも可能です。



[「関係機関との連携：労働機関との連携場面」](#)



[「関係機関との連携：関係機関・専門スタッフの役割」](#)

特別支援学級の新設に向けて

子どもの教育的ニーズを明確にし、具体的にどのような支援が必要なのかを把握します。そして、市町の教育委員会が実施する就学相談や教育相談を受け、教育支援員会の総合的な判断が出た後、新設に係る手続きを進めていきます。手続きをスムーズに進めていくために、早い段階から計画的に検討しておくことが大切です。

- 設置理由
- 保護者の考え（同意の有無）
- 編制の目的
- 学校の状況・運営の方針
- 施設設備の概要
- 障がいの状態を考慮した校舎・教室配置